

財務省告示第二百七十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十九年七月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年八月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第四十回、第四十二回、第四十四回、第四十五回、第五十回、第五十三回、第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十八回及び第五十九回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	成振替法（と）の規定の適	用を授けるものとし、その振替	札に於ける競争に付して行われる入	額
千二百一億四千五百三十四万七						

十四 利 子

るものとし又は振替口座簿中の
 のついでには前記の算式
 にり算出し、た二金乗じら
 金額に百分の二を乗じた金
 額へおいたし、取得者が非
 住者又は居住者又算
 出た金額に(-)の法算式
 は、外国税法が適用を受ける
 所得の税を乗じた金額を
 控除するものとせよ。額を
 第十号に規定する発行日
 以後の各
 発行対象国の債の利率を
 算し、各支払期にお
 いて、その翌営業
 日までに、かつ、同
 日に出払うべき金
 額に、その日
 に関する日
 す。

各発行対象国債の利率を100×1
 / 2

十五 償還金の額
 十六 償還金の額
 十七 償還金の額

償還金の額
 償還金の額
 償還金の額

(別表のとおり)
 平成十一年七月
 証券協会の統計
 頭売買参考統計
 た各発行対象
 利回りとする
 平均値の単

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付二十年国庫債券(第二回)	二・三%	平成九年九月二十日	五十六億円
利付二十年国庫債券(第一回)	二・六%	平成十年三月十日	二百五十四億円
利付二十年国庫債券(第二回)	二・四%	平成十年三月十日	八百一十億円
利付二十年国庫債券(第一回)	二・四%	平成十年三月十日	七十四億円
利付二十年国庫債券(第三回)	一・九%	平成十年三月十日	三十四億円
利付二十年国庫債券(第二回)	二・一%	平成十年三月十日	六十億円
利付二十年国庫債券(第一回)	二・二%	平成十年三月十日	五十七億円
利付二十年国庫債券(第五回)	二・〇%	平成十年三月十日	十億円
利付二十年国庫債券(第六回)	二・〇%	平成十年三月十日	百十億円
利付二十年国庫債券(第七回)	一・九%	平成十年三月十日	十億円
利付二十年国庫債券(第八回)	一・七%	平成十年三月二十日	五十億円

(別表)

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成十九年七月二十日